### 議案第37号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部改正について

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則を定めることについて、次のとおり提案する。

平成28年10月20日提出

東広島市教育委員会 教育長 津 森 毅

## 1 提案理由

東広島市文化財管理作業員のうち屋内作業の場合、東広島市文化財整理作業員 及び東広島市埋蔵文化財整理作業員の報酬の額を引き上げるため、この議案を提 出するものである。

### 2 改正案

別紙のとおり。

#### 3 施行期日

公布の日から施行し、この規則による改正後の東広島市教育委員会非常勤職員 設置規則の規定は、平成28年10月1日以後の勤務に係る報酬について適用す る。

# 4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号) 第15条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に

属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例(平成元年東広島市条例第5号) 第3条

2 前項に定めるもののほか、その他の非常勤職員の報酬の額は、1日につき2万円を超えない範囲内において任命権者が定める。ただし、特別の理由があるものについては、報酬を月額又は年額をもって定め、月額による報酬の額は32万円、年額による報酬の額は200万円を超えない範囲内において任命権者が定める。

## 東広島市教育委員会規則第号

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 月 日

東広島市教育委員会 教育長 津 森 毅

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則の一部を改正する規則

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則(平成21年東広島市教育委員会規則第 2号)の一部を次のように改正する。

別表東広島市文化財管理作業員の項中「時間給940円」を「1時間につき940円」に、「時間給780円」を「1時間につき880円」に改め、同表東広島市文化財整理作業員の項及び東広島市埋蔵文化財整理作業員の項中「780円」を「880円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東広島市教育委員会 非常勤職員設置規則の規定は、平成28年10月1日以後の勤務に係る報酬につい て適用する。

東広島市教育委員会非常勤職員設置規則(平成21年東広島市教育委員会規則第2号)

		新				Н	
別表 (第5条、		第6条、第14条関係)		別表 (第5条、	第6条、	第14条関係)	
職名	所属	報酬の額	職務の内容	職名	所属	報酬の額	職務の内容
東広島市文 化財管理作	文化課	屋外作業の場合にあっ 教育委員会   ては1時間につき94 選定した文	教育委員会が指定し、又は 選定した文化財の維持管	東広島市文 化財管理作	文化課	屋外作業の場合にあっては時間約940円、屋	屋外作業の場合にあっ 教育委員会が指定し、又はては時間約940円、屋選定した文化財の維持管
業		0円、屋内作業の場合に理等	理等	業員		内作業の場合にあって 理等	理等
		あっては <u>1時間につき</u> 880円				は時間給780円	
東広島市文	文化課	1時間につき880円 文化財の整理等	文化財の整理等	東広島市文	文化課	1時間につき780円 文化財の整理等	文化財の整理等
化財整理作 業員				化財整理作 業員			
東広島市埋	文化課	1時間につき880円 埋蔵文化財の整理等	埋蔵文化財の整理等	東広島市埋	文化課	1時間につき780円 埋蔵文化財の整理等	埋蔵文化財の整理等
蔵文化財整				蔵文化財整			
理作業員				理作業員			